

1 貸しビル、スーパー、遊技場等内の駐車場
(駐車場が貸しビル等に隣接し、一体利用される場合を含みます。)

営業形態	種類		課税区分	納税義務者
時間貸しの駐車場(回数券利用、1日間貸し、1ヶ月定期券(駐車スペースが特定されていない)の場合を含みます。)	駐車場スペース(駐車マス)が500㎡以上のもの	駐車場法第12条の規定により届出された駐車場	路外駐車場の非課税の対象となります。	貸しビル業者、駐車場業者等の経営者
		上記の届出がされていない駐車場(未届出駐車場)	課税の対象となります。	
	駐車場スペース(駐車マス)が500㎡未満のもの	一般公共の用に供されるものとして市長が認める駐車場(注1)	路外駐車場の非課税の対象となります。	
上記以外の駐車場(注2)		課税の対象となります。		
駐車料金を徴収しない無料駐車場 (一般客のため無料開放されており自由駐車となっている駐車場)	一般公共の用に供されるものとして市長が認めた駐車場(注1)		路外駐車場の非課税の対象となります。	
	上記以外の無料駐車場(注2)		課税の対象となります。	

月極契約等の駐車場（賃貸借契約）	貸しビル等のテナント用に確保している駐車スペースで、使用者が決まっていない場所（空き駐車場）	「空き駐車場」となるため課税されません。事業所用家屋の貸付け申告書に「空車」と記載してください。	
	貸しビル等のテナントに貸している駐車場	課税の対象となります。	テナント
	貸しビル等のテナント以外の方に貸している駐車場（駐車場と同じビル内のテナントではない者が駐車場を賃借している場合）	課税の対象となります。	貸しビル業者、駐車場業者等の経営者
貸しビル業者等が使用する自社用駐車場（社用・事業用の自動車駐車場、従業員の通勤用の自動車駐車場をいいます。）	課税の対象となります。	貸しビル業者、駐車場業者等の経営者	
場所を指定せず各テナントの自由駐車としている駐車場（一時待機用の駐車場、搬出入用の駐車場、荷捌き場、洗車場等をいいます。）	左記の駐車場は、当該ビルの共用部分として、各テナントの事務所・店舗等の専用床面積の割合に応じて按分します。	テナント、貸しビル業者、駐車場業者等の経営者	
屋外の駐車場、屋上（屋根の上）の駐車場	課税の対象となりません。		
駐車場内の車路等	駐車場を使用する者の中で、それぞれが占有している駐車場の面積の比によって按分します。ただし、一台当たりの駐車スペースがおおむね同一の場合には、車路等の共用部分を含めた駐車施設全体の面積を駐車台数で按分します。	テナント、貸しビル業者、駐車場業者等の経営者	

2 自社ビル内の駐車場または建物に隣接した駐車場

営業形態	種類	課税区分	納税義務者
自社用駐車場（社用・事業用の自動車駐車場、従業員の通勤用の自動車駐車場をいいます。）		課税の対象となります。	自社用駐車場の使用者

3 駐車場業者等が経営する駐車場専用ビルおよびタワーパーキング等

※駐車場専用ビル等の一部にコンビニエンスストアや飲食店等がある場合は、上記1を参照してください。

営業形態	種類		課税区分	納税義務者
時間貸しの駐車場（回数券利用、1日間貸し、1ヶ月定期券（駐車スペースが特定されていない）の場合を含みます。）	駐車場スペース（駐車マス）が500㎡以上のもの	駐車場法第12条の規定により届出された駐車場	路外駐車場の非課税の対象となります。	駐車場業者等の経営者
		上記の届出がされていない駐車場（未届出駐車場）	課税の対象となります。	
	駐車場スペース（駐車マス）が500㎡未満のもの	一般公共の用に供されるものとして市長が認める駐車場 （注1）	路外駐車場の非課税の対象となります。	
		上記以外の駐車場 （注2）	課税の対象となります。	
月極契約等の駐車場（賃貸借契約、寄託契約、長期の優先利用できる駐車場等）			課税の対象となります。	
駐車場業者等が使用する自社用駐車場（社用・事業用の自動車駐車場、従業員の通勤用の自動車駐車場をいいます。）			課税の対象となります。	

4 都市計画において定められた駐車場

駐車場の名称	課税区分	納税義務者
久屋、栄公園（アートパーク東海）、矢場公園、エンゼルパーク、名古屋駅西口（エスカ）、名古屋駅前（ユニモール）、大須、古沢公園、東桜（セントラルパーク）、若宮大通（若宮パーク）、大曾根（OZパーキング19）、金山駅南（旧：金山南パーク）、池下、大曾根駅前	路外駐車場の非課税の対象となります。 （ただし、月極契約等がある場合は、上記1と同じように課税の対象となります。）	駐車場業者等の 経営者

（注1）公益上必要な施設からおおむね200m以内の距離に設置されており、不特定多数の者の利用に供される駐車場をいいます。

（注2）公益上必要な施設がおおむね200m以内でない場合や、特定の店舗等の利用者だけの利便施設となる駐車場をいいます。